# 第7回医療裁判外紛争解決(ADR)機関連絡調整会議議事録

日時:平成24年9月21日(金)

 $14:00\sim16:12$ 

場所:厚生労働省専用第12会議室(12階)

## ○医政局総務課医療安全推進室長

定刻になりましたので、ただいまから第 7回「医療裁判外紛争(ADR)機関連絡調整会議」を開催させていただきます。

本日はお忙しい中、当会議に御出席いた だきまして、まことにありがとうございま す。

本目の出欠ですが、鈴木弁護士、高杉目本医師会常任理事及び水田弁護士から御欠席との連絡をいただいております。また、福岡県弁護士会医療 ADR 代表の交代に伴いまして、新たに古賀弁護士を構成員とお迎えしておりますので、御紹介いたします。

続きまして、9月1日付で事務局に異動 がございましたので、紹介させていただき ます。医政局長の原でございます。

○医政局長 9月 10 日付で医政局長になりました、原でございます。お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

私も従来から医療分野にいろいろと携わってきたわけですけれども、訴訟とは違う場で紛争を解決する、この ADR というシステム、これの活用は非常に有効なものだと思っております。そのため、この連絡調整会議も今回で7回目ということで、従来からの取り組み等について御紹介をいただき、また、それをもとに御議論を熱心にし

ていただいていると聞いております。御協力に改めて感謝申し上げます。

本日の会議におきましても、引き続き活発な御議論あるいはそれぞれの情報交換、 共有を図っていただければと考えております。

患者、また医療機関の双方がお互いに利用しやすい環境を整えていくためにも、このような意見交換の場というものは非常に重要だと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

### ○医政局総務課医療安全推進室長

あわせまして、総務課長が吉岡に交代しておりますが、本日、所用のため欠席させていただいております。

それでは、以降の進行につきましては、 山本座長にお願いいたします。よろしくお 願いいたします。

○山本座長 本日も御多忙のところ、また、 雨の中お集まりをいただきまして、ありが とうございます。それでは、会議に先立ち まして、本日の資料について、事務局のほ うから御確認をお願いしたいと思います。

#### ○医政局総務課医療安全推進室長

それでは、お手元の配付資料について確 認させていただきます。

まず、座席表及び議事次第。

配付資料といたしましては、

資料1、第6回議事録。

資料2、和田構成員より御提出いただき ました資料。

資料3-1、医療 ADR 機関に対するアンケート調査結果の一覧。

資料3-2、同じくアンケート調査結果の個別表。

資料4、渡部構成員より提出いただきま した資料。

資料5-1、西内構成員より提出いただきました資料。

資料5-2、同じく西内構成員より提出いただきました資料。

それから、参考資料1としまして、当会 議の開催要綱。

参考資料 2 といたしまして、アンケート 調査の調査票ということでございます。

以上でございます。不備等ございましたら、お知らせください。

また、資料1の前回の議事録につきましては、既に構成員の皆様には御確認いただきまして、ホームページに掲載しておりますことをあわせてお知らせいたします。

○山本座長 ありがとうございました。 資料は大丈夫でしょうか。

それでは、議事に入らせていただきます。 前回の会議では、日本医師会の高杉常任理 事から、ADRに関する設問も含む医師会の アンケート調査結果等について、中村構成 員からは、医療 ADR のあり方について。 山田構成員から、医療 ADR の機能と構成 について御発表をいただき、最後に意見交 換を行いました。

今回も前回に引き続きまして、医療 ADR に対する御意見等について、まず和田構成員にお話をいただき、質疑の時間を設けたいと思います。その後、厚生労働省が医療 ADR 機関に対してアンケートを行っていますので、その結果の紹介。続いて、渡部

構成員、西内構成員からそれぞれお話をいただき、最後に再び質疑の時間を設けるという形で進めたいと思っております。御協力のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、まず、和田構成員から資料 2 に基づいて、お話をお願いいたします。

○和田構成員 どうもありがとうございま す。

20 分と時間をいただいておりますので、 手短に私自身の考えておりますところをざっとまとめさせていただきたいと思っております。

時間が限られておりますので、飛ばしな がらお話ししていきます。裁判の場合には、 当然ですが、個々の紛争の解決ということ を越えて、それ以降のケースに対する影響 とか、社会一般に対する一定の基準の定立 でありますとか、さまざまな複雑な社会的 機能を同時に果たさないといけないという ことで、制限も出てくるわけですけれども、 ADR の場合には、そうした目的そのものが 非常に多様かつ柔軟に設定できるというこ とでございますので、ADRの目的自体を1 つに定めるということは必要ではないだろ う。そう考えたときに、個々の ADR が何 を狙うのかということを考えていく上で、 まずニーズから発想していくということが 基本的には重要であろうかと考えます。

そこで、どのようなニーズが医療事故等の発生をめぐってあるかということになりますが、これは加藤良夫先生などが被害者の願いということでまとめておられるものを初めとして、さまざまなところで語られておりますので、これも簡単に述べておきます。まずは原因究明、再発防止というこ

と。これは患者さん側が当然求める真実を 知りたいという、恐らく一番前面に出され てくるニーズです。

また、それは単に結果を分析して、はいこうですと出せばいいということではなくて、それについて、医療側がいろんな思いを含めながら、きちんと向き合っていく。誠実な対話ないし情報共有の姿勢が必要で、これも1つのニーズであろうかと思います。場合によっては、事故とかでないケースでも、そういう対話の必要性、情報共有の必要性というのは当然のことでございますが、あるということです。

当然ケースによっては賠償や補償も必要となる。この多様なニーズそれぞれに ADR 機関がどう応じていくかということが、いわばその ADR の特性を決めていくことになるのかなと思います。

ただ、これは医療事故そのものをめぐる被害者のニーズでありまして、別に ADR機関だけに限るわけではなくて、今、議論になっております事故調ですとか、医療機関内部での対応のモデルですとか、さまざまなことでこういうニーズにも対応できる場と機会があるわけで、それらとの連携の中で ADR が個々それぞれ、重なりながらニーズに応答していくということになるのかなと思います。

そう考えたときに、ADRが提供できる、 あるいは基本になってくるであろう機能と しては、第一に対話を促進して情報共有を 支援していくような機能と、第二に真実を 知りたいあるいは事実関係をきちんと把握 するということで、訴訟におけるような機 密な認定ではないかもしれませんけれども、 事実について明らかにしていくような機能 というものも、ADR の中で求められる可能性もあるかもしれません。

第三に、賠償・補償に関する合意形成面 あるいは法的な責任をめぐる議論というこ とも、ADR が果たし得るひとつの機能にな るかと思います。

これはあくまでも理念的なモデルというか、理念的な要素でありまして、個々のADRがどのような機能を果たしていくのか、それは制度設計のあり方、あるいはADR機関を設立する側の理念というものとの関係で、さまざまな多様なシステムそのものが出てくるであろうと思います。

例えば、この機能を全部同時に果たそうとすれば、それこそ訴訟と同じような手続的な考慮も必要になりますし、資源も必要になって、ほとんど現実的ではないと思いますので、それぞれ強み弱みを生かせるような形になっていけばいいのかなと思います。

これまで、この連絡調整会議でずっと議 論を伺っておりまして、それぞれの機関ご とに少しずつ特性もあるのかなとも思っています。まず、第一に、対話の機能との 2 おります。まず、例えば東京三会のですがあるモデル。例えばでかられるモデル。例 調整ということを中心に行っていく。こういうなきに正面から1つのベーシックな機能として、第一段階ではこれを念頭に置く。第二段階では、合意形成ということだと思うのでは、合意形で、1つの ADR 機関のですが、こういう形で、1つの ADR 機関の中に組み込んでいくという方法がいるあると思います。

これは ADR 手続そのものの機能分担と

して組み込む方法もありますし、千葉のADRの場合には、実際に調停が始まる前に相談という機能が組み込まれていると思いまして、お医者さんとかが対応されていると思して、かなりいろんな疑問が解消されたりするが、かなりいろんな疑問が解消されたりするが、本もあると思います。こういうあたりも、実は個々の医療機関との直接の対話の中では得られなかったものが、この第三者機関の相談手続の中で、一定程度解消されていくというような機能の組み方ということかと思います。

茨城の医師会の医療問題中立処理委員会、こちらの明らかなケースは個々の病院がきちんと対応して、それがわからないとか、あるいは基本的には医療側に責任がないけれども、患者さんの納得が得られない。これはまさに対話そのものが、どこかで不十分であったということを受けとめていくというところから出発点を考えられたと伺っております。これも対話促進機能が非常に強く意識されているということだと思います。

第二に、事実認定と原因究明の機能ですが、これは ADR では非常に限界のあるところではありますけれども、岡山弁護士会の中では、医療関係者からそういう第三者的な意見を獲得するためのサブルーチンの手続を組み込まれたりしておられます。

確かに、事実認定というのは、非常に大きな事件では難しい場合もあるのですけれども、さほど医学的に意見が分かれるわけではない、比較的明確なケースで、医学的な検証を通じて、ある程度の確定的な回答が出せるようなケースで、かつでも患者さ

んが納得していないようなケース。こういう場合に、第三者的に医療側からの意見を得られるような手続というものを組み込むということで、私は余り難しくないケースなら手続に組み込んでやっていくということは有効にできるのではないかと思うのです。例えば岡山の手続などはそれに近い、あるいはそれを追求しようという形なのかなと思ったりもしています。

今、事故調の議論が進んでおりますけれども、事故調の場合には死亡ケースですし、コストもかかります。軽いケースであっても、患者さん側で納得できないという場合に、比較的簡易に医学的評価が得られるような手続、外国にもそういうものを少し組み込む方向というものもあっていいので、そういうものもあっていいのではないか。これは ADR 機関の中でやる必要は必ずしもないのかもしれませんが、外部のそういう機能を持った機関との連携という形につくるということもできるだろうと思います。

第三に、賠償に関しては、どうしても法 的論点の検証や賠償の検討が必要になって きますので、法律家の関与も当然リソース として必要になってきます。

このように多様なニーズと応答的機能が 求められる中で、それぞれがそれぞれのと ころで目指す ADR が、機能が少しずつず れながら重なり合っていくという緩やかな 連携が必要だろうと思います。

これに関連して、外国のシステムを御紹介しておきたいと思います。資料の中に、 英国の医療紛争対応システムというものを つけております。英国は、基本的にはナショナル・ヘルス・サービスがほとんどの医 療機関を統括しているということになります。患者さんが何らかの形で問題を感じたということになりますと、まず PALS というのが院内に設けられていて、これは日本で言えば患者相談窓口に当たるようなところです。ここでは、種々雑多なクレームといいますか、苦情といいますか、問題があったときにはここに持ってくる。

ここは事務職の方がやられています。そ こで、問題がもう少し医療的なものにかか わるということになると、公式に文書化し て Complaint Manager という役職が院内 に配置されています。多くはナースです。 これは法律で置くことが義務付けられてお ります。ただし、この段階で法的な問題と かあるいは賠償の問題にかかわるようなこ とが出てくる場合には、ここで扱わずに、 ナショナル・ヘルス・サービス全体、ちょ っと消えてしまっているのですけれども、 図の右側に NHS 院外本部と書いています が、NHS 全体を統括している部署で、リー ガル・オーソリティーというところがござ いまして、そちらのほうに委ねて、そちら で対応していくという形のシステムになっ ています。

フランスも同じようなシステムをとっていまして、例えば患者さんが問題になったときに、院内に mediator hopitaux という、日本語に訳すと病院メディエーターというものを法律で置くようになっていて、日本の院内医療メディエーターと相似する対応をしています。

私は必ずしも医療事故にかかわらない苦情の部分でも、患者と医療者のさまざまな行き違いをほぐしていくような場は必要だと思いますので、そういう形で、まず院内

でとりあえず試みをやる。情報もきちんと 開示するという文化の中で、院内でまずや っていく。

しかし、それが必ずしもうまくいかない場合のバックアップ装置としての第三者機関、これも ADR と言えるかと思うのですが、そういうものも必要かなと思います。こうした機能を担う機関としてヘルス・サービス・オンブズマンというものがイギリスでは整備されています。

次のスライドにいっていただきますと、 これは国家機関ではありますけれども、第 三者機関です。Parliamentary & Health Service Ombudsman。オンブズマン制度は ヨーロッパは非常に盛んですので、こうい う機関がつくられておりまして、ここで扱 うケースを見ていただくと、医療行為に関 するさまざまな苦情とかあるいは疑問とい うことが多いのですけれども、院内で解決 しない場合には、例えばこれは英国固有の 問題も背景にはありますが、待ち時間の問 題とか退院処理の問題で納得できないとか、 こういうさまざまな雑多なケースを受けと める機関というものがあるわけです。法的 な問題、金銭的な問題は、リーガル・オー ソリティーでやりますけれども、それ以外 の問題の受け皿としてオンブズマンのよう な第三者機関があるということになります。

下はフランスですが、これは無過失補償制度とも関連して、先ほど言いました病院メディエーターの試みがあるということでございます。

こんなふうに外国のシステムを見まして も、狭く考えるのではなくて、患者さんと 医療者の間のさまざまな行き違いがあった ときに、もちろん基本的には院内で対応す る。そして、医療側が情報を開示したりあるいはきちんと誠実な対応を患者さんとするということで、患者さんの納得が得られる。これが多分一番理想的だと思うのではれども、ケースによっては、第三者的などもでしたいとか、あるいは多を聞きたいとか、対話の場をつくってもらいたいとか、そういうニーズというものは多々あるかと思います。そういうものとしての法的問題を含まないものも含めて幅広い ADR の役割というものもあっていいのではないか。

先ほど言いました、東京三会の第一段階であるとか千葉の相談であるとか、茨城のADRでは、一つの狙いとして対応されているとは思うのです。しかし、日本のADRの定義で言うと、ADR法の第3条には、法的解決ということが念頭に置かれていますので、それよりももっとディフューズで、幅広い患者さんの苦情のようなものを受けとめるような、ですから、ADRとも呼べないのかもしれませんけれども、ADRのさらにオルタナティブのような対話の場も、あっていいのかなと思います。

そういう観点で考えたときに、今回、余り具体的には出てきていないのですが、医療安全支援センターというのは全国に置かれているわけです。医療安全支援センターの中で、患者さん側が何らかの申し立てをする。イメージとしては消費生活センターのようなイメージをして、そこでできる範囲で対話の場をつくるとか、振り分け機能を果たしていく。そういう機能を念頭に、医療安全支援センターの活性化というもまっと大ざっぱなお話になってしまい

ましたけれども、その後、幾つかこれまで の議論の中で、気になった点をお話させて いただきます。

まず1つは、弁護士会の ADR の中で、 ここでも議論になりましたけれども、報酬 に関する規定。これは最終的に合意がなさ れた解決額に応じて、比例的に報酬の額が 決まってくる。これは法律家にとっては訴 訟費用もそうですし、弁護士の先生方の報 酬も基本的にはそういう形だったりもしま すし、ごく普通のことなのですけれども、 存外に医療関係者の方から頻繁に耳にする ところでは、この点に強い疑問を持たれて いる。要するに、そこで解決額を高くつり 上げるのではないかとか、そういう疑問を 持たれるわけです。さすがにそんなことを 弁護士は考えてやるわけではありませんと 私も説明するのですけれども、素朴にそう いう疑問を持たれている方は案外多いので す。

そういうことを考えれば、いずれにしろ ADR が利益を生むようなものでは多分ないと思いますので、信頼性を高めるためには、報酬そのもののあり方というものを全然違う形で考えてみるということも、細かなことですけれども、そういうところが大事なのかなと思ったりもしています。

それから、先ほど言いました対話的な部分で、例えば手続に入る前に相談を受ける 機能。私もそういう相談を受けることが結構あるのです。弁護士さんから回されてくることもあります。これは弁護士さんのレベルで考えても、訴訟をやるということにはならない。そして、医学的に多分問題もないだろうと、しかし、患者さんが納得できなくてどうしようもないというケースな ど、御紹介されましたということで来られる方とかもおられます。そこで話を受けとめて聞いていくということやるのですけれども、こういう機能を果たす場も必要だと思うのです。

こういう機能を果たすときに、そこはまた専門家を当てればいいのではないかというお話があったのですが、私自身は専門性で分断していく、相談を受ける部分はそういう専門性を持った人がやるというのは、ちょっと違うのではないかと思っております。

アメリカの一番広い形でカウンセリング をやっていくようなアイデアを提唱してい る人の議論などを見ても、例えば対人援助 職にとって必要な、受けとめて聞いていく。 場合によっては、きちんとした事実情報を 獲得しながら理解を得ていくというプロセ スは、対人援助職全体に共通する必須のス キルであるということが言われています。 この対人援助職の中にはお医者さんは当然 ですけれども、弁護士さんも含まれて、法 律家も含まれているわけです。考えてみれ ば、それら専門家は、まさに対人援助職な わけで、そうするとそういう技能といいま すか、そういう精神といいますか、それは かかわる者全員が持つべきものであって、 相談のところもお医者さんであったり法律 家でも構わないし、あるいはまた別の方で もいいのですけれども、別途の専門家とい うことではないのではないかと思っていま

以上のようなことで、非常に大ざっぱではありましたけれども、さまざまな機能について、余り厳格に考えるのではなくて、それぞれの個々の ADR が特色を生かしな

がら、連携をうまくつくっていく。その中で、相互に信頼を得られるように、李下に 冠を正さずというような形で、少しでも相 互に引っかかる部分というものは修正して いくという形が必要なのではないかと思います。

以上、雑駁なお話でしたけれども、これ で終わらせていただきます。

○山本座長 ありがとうございました。

大変興味深いお話をいただいたかと思いますが、どの点からでも結構ですので、御質問、あるいは御意見を頂戴できればと思います。

小松構成員、どうぞ。

○小松構成員 今、和田先生のお話をお聞きしていて、報酬の問題、これは医療機関のほうでは、この問題に一番不信を持っているのではないかという印象は受けるのです。最初のころ、日本医師会にこの ADR の問題を提案したときも、賠償額がひとり歩きして高くなるのではないかということをすごく心配していました。

私たちは、この報酬規定はないのですけれども、総会をやっていると、ときどきそれを取り入れたらどうかという意見が出るわけなのです。そのときに、弁護士の先生がそれをやると、どうしてもまとめたいということをおっしゃるのです。この報酬規定に反対なのは弁護士の先生方なのです。やはりここのところに、先生が言われたように疑問点とか不信感を持たれないようなシステムにすることが、医療機関が参加しやすい大事なことになってくるのではないです。

しょうか。そのような感じがいたします。

ただ、合意に至ったときに、そこに全て 無責だから何も賠償しませんとかお見舞い もありませんという問題は、また別の問題 になってくるかと思います。

以上です。

○山本座長 ありがとうございました。和田構成員、どうぞ。

○和田構成員 今の報酬規定のところで、 比例的な形になるシステムというのは、恐 らく訴訟費用などもそうなのですけれども、 乱訴を防ぐとかあるいは当初の請求額を過 度に高額化させないとか、そういうポジテ ィブな機能というのが、裁判の場合には念 頭に置かれて、そういうシステムになって いると思います。しかし、ADR の場合は、 そういう形の請求の立て方でもないと思い ますし、実際に受益者負担という発想がこ ういう場合に適合するかどうかという疑問 もあるかと思いますし、余り積極的な理由 はないと思うのです。それであれば、そう いう疑念を外部、特に医療関係者から持た れてしまうということになるのであれば、 一定額にするとかいう形のほうが、むしろ いいのではないか。余りデメリットはない のではないかと思っておりまして、そうい うことに賛成でございます。

○山本座長 小野寺構成員、どうぞ。

○小野寺構成員 仲裁人の報酬が、成立した合意の金額に比例するのではないかとお考えなのでしょうか。そうではないのですか。

○和田構成員 仲裁人の報酬ではなくて、 最終的に合意をされた方が ADR 機関に支 払う額ということです。

○小野寺構成員 それは医療事故に限らず、仙台弁護士会の場合は、成立した合意額に比例した成立手数料を払うことになっています。ただ、仲裁人は5,000万で成立させようが100万で成立させようが、仲裁人としての報酬は一定額ですので、何としてもまとめようというような動機づけにはつながらないのです。

もう一つ、ADRの財政基盤の問題があって、結局仲裁人の弁護士には日当として1回1万円、成立すれば8万円払うということになっているわけですが、やはり赤字なのです。弁護士会から持ち出しになっているので、成立した額に関係なく報酬を設定するというのは、望ましいかもしれませんが、そうすると財政的に破綻する、自立できないということもあって、その辺が悩ましいところかもしれません。

○山本座長 いかがでしょうか。橋場構成員、どうぞ。

○橋場構成員 同じことを申し上げたかったのです。つまり、どうしてもまとめようというインセンティブは、報酬という面からはあり得ないということです。ちなみに、札幌はもっと財政的に厳しいものですから、まとまったら調停人の方に3万1,500円をお支払いして、まとまらなかったら期日手数料の1回1万円だけ。そのぐらいのレベルでやっととんとんの運営をしているとい

うのが実情でございますので、成立手数料はどうしても比例的に、例えば 100 万円だったら8%で、それを双方折半でセンターのほうに払っていただくというシステムをとらざるを得ないというのが現状です。

- ○山本座長 古賀構成員、どうぞ。
- ○古賀構成員 福岡の古賀です。

私も患者側仲裁員として、3年間で8件ほど担当しました。そのうち2件成立して、1件は継続中という状況ですが、実際にやっている仲裁員弁護士からすると、ほとんどボランティアの感覚でさせていただいています。医療過誤事件、調査を含めて私は常時10~20件抱えていますが、それを考えると、医療ADRをやるよりは普通の事件をやったほうが弁護士業務的には報われるわけであって、そこは非常に誤解があるかなと思います。

具体的な数字で御説明すると、福岡県弁護士会医療 ADR の場合は、例えば 1,000万で和解が成立した場合は、成立手数料として 25万をお支払いいただきます。これは患者さんと病院側に折半していただくような形になります。一般的に 1,000万、示談とか訴訟で和解が成立した場合は、成功報酬として 10~15%程度受領する弁護士が全国的な平均ではないかと思いますから、そういうものに比較すると、患者さんの御負担も非常に少ないですし、一方、弁護士がそこで業務的に報われるわけではないとというところははっきりしています。

ただ、報酬に関する疑念があるというか、 不透明さが漂うのであれば、全国の医療 ADR でわかりやすい形で情報公開をさら にしていく必要性は感じました。

○山本座長 増田構成員、どうぞ。

○増田構成員 愛知県の場合は医療 ADR を含めて、年間300件ぐらいの事件処理を していますけれども、年間の予算というも のは 2,000 万円ぐらいなのです。申立手数 料、うちは期日手数料はございませんので、 あとは成立手数料ということになっていま す。ただ、それでも専属の事務局が2人い ますけれども、その人件費というのは、会 からの持ち出しということになっています。 ですから、先ほどおっしゃったように、会 の ADR を運営するがために解決額をつり 上げるとか、そういった発想は全くなくて、 例えば医療事件で 12 回やって解決をした という事件であっても、あっせん仲裁人の 成立報酬は基本的に8万円です。そういう 意味では、かなりボランティア的にやって いますので、そこはぜひ御理解をいただき たいと思います。

ただ、成立手数料がどういった局面でネックになるかというと、簡易裁判所に調停を申し立てれば、最初の印紙額は高くつくかもしれないけれども、成立手数料はかからないというところで、なかなか弁護士会の ADR に呼び込めていないというところが実情ではないと思っています。

以上です。

- ○山本座長 小山構成員、どうぞ。
- ○小山構成員 それを受ける側の代表して、感じていることを少しお話させていただき

ますと、2つ懸念があって、1つは、この ADR 裁判で先ほど 1,000 万とかという話 が出ていましたけれども、それが保険適用 されるのかどうかというところが、裁判だったら問題なく入りますけれども、保険が 使えるのかどうかということが問題。

もう一つは、各病院は顧問弁護士を雇っているわけです。そうすると、顧問弁護士にも払うしそちらにも払うしという二重払いになってしまうのです。そうでなくても病院はあっぷあっぷしている状況の中で、さらにそういうことが起きてくることに対して、少し懸念を持ちます。

ただ、もう一つ和田先生にお聞きしたいのですけれども、この ADR の考え方というものはいろいろあると思うのですが、私たちが病院団体でアンケートをとった感じでは、どちらかというと弁護士さん中心というよりも、いわゆるメディエーター中心の会が ADR だという認識があったのですけれども、先生のお話を聞くと、いろんな種類の形があっていいのだというお話だったのですが、段階があるのかもしれませんけれども、そこら辺は先生、どういうおきえなのか聞かせていただければと思います。

〇和田構成員 まず、小山先生の前に弁護士の先生方にお話しいただいたことで、もちろん私はそれを理解していて、お医者さんたちからそういう疑問をぶつけられたときに、今、先生方がされたのとほとんど同じ回答をしています。そんなことはあり得ないですというふうにするのですけれども、全部のお医者さんに解説できるわけではないので、そういうことをもう少し広報していくことも必要かと思います。また、外か

ら見てそんなふうに思われる場合、財政基盤のところを埋め合わせていく方法、脆弱なものをもう少し体力をつけるために、本当にその方式しかないのだろうかということをもう少し考えてみる余地はあるかもしれないということでございます。

小山先生のお話のところでは、まず、ADRというものの定義ですけれども、日本での定義と世界的な標準の定義とは、かなりずれがありまして、日本の場合には法環境など社会的背景に起因する理由があって、そういうことになっているということも理解しておりますが、外国の場合には、まさに多様なのです。ただし、医療の領域は難しく、医療事故で賠償問題にかかわるものなどは、弁護士さんがかかわるような形でやっているところが多いです。

ただ、先ほどのイギリスのオンブズマンもそうですけれども、これは別に法律家ではなくて、オンブズマンという行政官です。 法律海外でも、苦情や対話促進を中心に対応し、ただし、賠償は扱わないという形のシステムもございます。

ですので、そこは問題を区切って、賠償問題などリーガルにやるべきことは本格的ADRでやって、そうでない部分はもう少し自由に対話促進に関わる役割のみを果たすような第三者的な場。明らかに医学的に医学的に関題がないのだけれども、患者さんのほうが納得していない、患者さんの目線から見れば、ミスではないかとか思っていまないかとの対話を促進する場、リソースというのはどこか別のところにつくってもいいのではないかと思います。これは法的な意味でのADRのさらに外部にあるのものと言えるかもしれません。その両方

あっていいのではないかと思っています。

○山本座長 小松構成員、どうぞ。

○小松構成員 小山先生の今の保険がきく かどうかの問題。これは私たちが始めたと きも大きな問題でした。損保会社ともよく 話し合ったのですけれども、結局私たちが 主張したのは、恐らくこれは賠償が安くな るはずだと。解決が早く済むので安くなる だろうということを説得材料にしたのです。 そして、実際にやってみて1,000万とか高 額の場合は、当然こちらだけで解決するの ではなくて、まず有責、無責を決めるため に、医事紛争委員会にかける。そこで有責 が出た場合は損保会社が賠償金を出します ので、解決の道が早くなります。結果的に、 少ない例ですけれども、安くなっている。 長引かないだけ、もめ事が短いです。です から、私たちの ADR 機関だけでやってい る問題ではなくて、損保会社も含めて話し 合い、彼らに理解させるということも必要 になってくるのかなという印象は持ってお ります。

医事紛争委員会にて、有責になり、賠償額が出て、その賠償に不満だということですごくもめることがあるのですけれども、中立委にかかっていてやるともめ事が非常に少ないです。そういう印象を持っています。

以上です。

○山本座長 植木構成員、どうぞ。

○植木構成員 今出ている問題というのは、 こういう ADR の機関をつくる際の一つの方法 として、組織図をどう描くのかというのが1つ。そうすると、その組織図の中で管理運営方法をどう持っていくのかという問題です。もう一つは、この組織図に描いた機構にどう財政的な裏づけをしていくのかという問題だろうと思うのです。組織的に言えば、そうとから、とから組織になるわけですから、ある意味では財政的には後ろ盾があるわけですから、ある意味では財政的には後ろ盾があるわけですから、大では財政的には後ろ盾があるわけですから、大では財政的には後ろ盾があるわけですから、大の構成中で、千葉みたいな第三者機関が主体となるNPO法人のものでは、財政的には全く破綻状態。これは要するにボランティアによる運営以外の何物でもない。これが本音です。

そういう困難な中で、これを続けていく意義というのが、どこにあるのだろうかとときどき自問自答することがあります。ボランティアで1年や2年だったら何とかいけるだろうと思いますけど、3年、4年、5年、10年なんて続くはずがない。こういう率直な印象を持っているわけです。

今のところ法人の運営においては、篤志家の御厚志とかいろんなことで賄っているわけですが、手数料そのもので運営が可能となることは絶対にあり得ない。それではペイしないということです。個人的には、こういう私的な組織をもうちょっと格上げしないと考えるのです。そうすると、考え方としてはフランスなどにあるように、行政ADRに格上げして運営するより仕方がないだろうと思います。

つまり、例えば建築物等の紛争解決ですと、 建築紛争審査会がありまして、それはまさに 建築紛争に関する特有な問題の解決を目指 して、建築法を一部改正する。これが参考に なると思います。医療 ADR の場合には、医療 法を一部改正していただいて、医療紛争をど う処理するかということ、そこに事故調なり、 あるいは ADR 機構を組み込む形で、いわば医 療紛争をワンパックで解決できる仕組みを 作る必要があり、このような形で医療 ADR 機 構の整備を図るのが良いと思われます。そう いう全体像を考えていかないと、とても公正 妥当な医療 ADR 機関はできないと思います。

○山本座長 宮脇構成員、どうぞ。

○宮脇構成員 今、ADRが独自で機関として大事な役割を果たしていただいていますが、医療事故全体としては、医療事故調査制度について日本医師会からの提言もありましたし、全体の議論が進んでいます。被害者の立場からすると、医療事故調査制度の機関の中で、原因が解明された場合に、次のステップは、責任とか、補償についてどうするのかということになります。

そこで、ADR機関が実績をもとに、双方の弁護士さんと第三者の弁護士さんを入れて、調査結果をもとにやっていただくと非常に被害者としては納得しやすいし、ADR機関の役割というものが非常に鮮明になります。現在、医療 ADRで問題になっているのは、責任の所在のところで、特に深刻なところでは紛争でなかなか応諾率が上がらなかったりするのですが、原因のところのステップの機関ができるとなると、このADR機関は被害者にとっては、補償面での解決は大きいなと思います。そういう点で、医療事故調査制度の延長線上で、公的に何らかの形で位置づけていただき、先程、言

われていたボランティアという形ではなく て、明確に制度の一環としてやっていただ けるような方向で、今後、ぜひ検討いただ ければと思います。

○山本座長 ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。古賀構成員、どうぞ。

○古賀構成員 和田先生のお話で、イギリスとフランスの話、とても興味深く聞かせていただきました。その中で、イギリスとフランスの制度ですが、日本のように患者さんが知らないうちに、医療機関の中の話し合いの席に着かされているということがあるのか。つまり、患者さんが申し立てすることが大前提であり、その手続というのはある程度透明になっているのか。その辺り、少しわかればお話を聞かせていただけますでしょうか。

○和田構成員 ありがとうございます。

今の御質問ですと、答えはシンプルで、全て患者側からの主導です。患者側が申し立て、例えば PALS のレベルに患者さん側から手紙であったり口頭であったり電話であったりで申し立てをして、そこで間に入ってもらったりする。その上のComplaint Manager に行く場合には、書面で申し立てをするわけですけれども、これも患者さんがするかどうかイニシアチブを持っている。全部患者側が持っているということになります。

フランスの場合ですけれども、この無過 失補償への適否を判定する CRCI というと ころで、無過失の場合には補償し、有過失 の場合には、保険会社と患者さんの間での 損害賠償額等についての調停の場というも のを提供しているのですが、これは余りう まくいっていないとこの間行ったときには 聞きました。これも患者側がイニシアティ ヴを持っていて、無過失補償のスキームで 処理されるのはノーと言えば、そこに行か ないで、裁判に行くという形になっていま す。患者のほうを無視していくということ はないと思います。

#### ○山本座長 よろしいでしょうか。

医療安全支援センターについてのお話も ありましたが、児玉先生、もし何かコメン トがございましたら、お願いします。

○児玉構成員 関係諸機関等との連携を強めるために、医療安全支援センターには医療安全推進協議会という仕組みが運営要綱で定められて、各センターごとに設置されておりまして、各地の弁護士会、医療関係団体ともさまざまな協議をする場がござまな協議をする場がござまな協議をする場がござまな協議をする場がござまな協議をする場がでいるというの中で、現状の相談に関してもさまな機関に受けとめていただく情報交差点の役割を果たすよう、研修に努めているというのが実情と認識しております。

以上でございます。

○山本座長 ありがとうございました。

それでは、おおむねよろしゅうございま しょうか。

このような ADR の役割の重要性、しかし、他方では財政的な基盤の問題。

報酬につきましては、私の認識は和田先 生と全く同じで、医療だけではなくて日本 の ADR 全体の問題かなと思っておりまして、ユーザーの側から見れば、そのような 懸念というか、外見上そのような懸念を抱かれることはやむを得ないところがあるのかなと。とりわけ、この場合は申立人と相手方、最終的に賠償を負担する側がある程度固定されているところがあるので、余計にそういう問題が顕在化するのかなと思いましたが、それは財政問題を含めて考えていかなければいけないということであったかと思います。

それでは、続きまして、きょうの話題の 次の項目のほうに入らせていただきます。

まず資料3、医療 ADR 機関に対するアンケート調査を厚生労働省のほうでやっていただいておりますので、この点について、事務局のほうから御説明をお願いいたします。

#### ○医政局総務課医療安全推進室長

資料3-1と3-2を御用意いただきたいと思います。それから、参考資料2がアンケート票になっておりますので、そちらもあわせてごらんいただきたいと思います。

本日出席いただいております 11 の医療 ADR 機関に対しまして、アンケートをさせていただきました。大変熱心に御回答いただきましたものを整理したのが 3-1と3-2ということです。熱心に御回答いただきましたことについて、大変ありがたいと思っております。この場をかりまして、深く御礼申し上げたいと思います。

3-1は、一覧表ということで、横軸に 質問項目、縦軸にそれぞれの ADR 機関の 名称を並べまして、3枚にまとめておりま す。やや字が小さいかなというところもあ りますので、全く同じ内容になりますけれ ども、3-2のほうに個別表ということで、 施設ごとの回答を1枚にまとめております。 簡単に内容を紹介していきたいと思います ので、よろしくお願いいたします。

まず、開設年でございますけれども、それぞれの施設の開設年、括弧の中に医療ADRを開始した時期ということで、あわせて書いております。見せていただきますと、皆様方もよく御存じかと承知しておりますけれども、一番最初に平成9年に愛知県弁護士会紛争解決センターさんが開設をされ、一番新しい機関としましては、平成22年3月に愛媛弁護士会紛争解決センターさんが始められているということで、その間にそれぞれの機関が開設されております。

申立者の制限、これは主に患者さん側と 医療側と両方の申し出をお受けしているの かどうかということになりますが、多くの ところはその制限はないと御回答いただき ました。この中で、茨城県医療中立処理委 員会さんのほうから、原則当事者に限定と いうことで、患者さん側からの訴えを中心 に行っていると回答いただいております。

事前の相談ということを義務づけているのかどうかということですが、7つの機関については、原則として相談を必要としているとお答えいただいております。その原則と言いますのは、必ずしもそうでない場合もあるということで、患者さんの場合だけはそういう必要がある、または、代理人がいる場合は必要としないという条件があるというところもございました。

続いて、成立手数料につきましては、11 のうち 10 の機関につきましては、「あり」 とお答えいただきまして、双方折半を原則 としているということでございました。茨 城県医療中立処理委員会さんだけが、成立 手数料なしとお答えいただいております。

実施者体制については、それぞれ機関に 特色がありまして、1名~3名ということ で、それぞれお答えをいただいております。 1名とされましたところは、弁護士さんが 担当されるというところが中心であります が、2名というところでは、患者側の代理 人の経験がある方と医療側の代理人が経験 がある方をそれぞれお1人ずつ選任をして、 2名というところが多くなっておりました。

3名とされたところにつきましては、ここもかなり多様なところがございまして、皆様もよく御存じの東京三弁護士会さんのほうでは、まず1名~3名の、状況による体制に違いがある。3名の場合はよく御存じのように、医療側の代理人の御経験の先生と患者側の代理人の御経験の先生と、そのほかの先生とでされるということで、お答えをいただいております。

そのほか、3名のところに注目いたしますと、茨城県医療中立処理委員会では、弁護士さんと学識経験者と医師の方で3名。

公益社団法人総合紛争解決センターさんでは、患者側の弁護士さんと医療側の弁護士さんと医師、これで3名ということで、そこは多様な姿ということを見せていただきました。

専門委員の参加につきましては、「あり」と答えたところが6カ所、ないというところが5カ所ということでありました。特にないというところで、御意見を伺いますと、必要性を感じないとされたところ、希望があるが実現していないというところ、意見が分かれていて今のところ決めていないと

いうこと、そもそもあっせん人に参加しているので、改めて専門委員として医師を必要としていないといったところがございました。

続いて、代理人の傾向というところですが、選任率を多くの機関からお答えいただいております。患者側と医療側それぞれに伺っておりますが、患者側のほうで見てまいりますと、茨城県医療中立処理委員会さんのほうでは、原則として代理人を認めておられないということで、ゼロということになろうかと思います。高いほうから見てまいりますと、岡山弁護士会医療仲裁センターさんでは80%に及ぶということでいただいております。

医療側を見てまいりますと、愛媛弁護士会紛争解決センターさんでは 25%。高い方に移りますと、愛知県弁護士会紛争解決センターさんでは、81.5%に代理人がついておられるということで、御回答いただいております。

そのほか、興味深いところを少し見てまいりますと、東京三弁護士会さんのほうからお答えいただきました内容で、応諾事件、和解事件で代理人の選任率が高く、特に相手方、ほとんどが医療機関側になるわけですが、そこにおいてその傾向が顕著であった。このことから、特に医療機関側においては、代理人弁護士選任と応諾、和解成立との間に関連があることが推測されるということで、お示しいただいております。

実績ということですが、多いほうから見てまいりますと、東京三弁護士会紛争解決・仲裁センターさんが 45、愛知県弁護士会紛争解決センターさんが 28、医療紛争相談センターさんが 22 ということで続いて

おりました。

終了事件総数につきましては、こういった1年ごとの実績とこれまでの期間ということを合わせたものになるかと思うのですが、多いほうから見てまいりますと、愛知県弁護士会紛争解決センターが 280。東京三弁護士会紛争解決・仲裁センターが 127という形で続いております。

続きまして、平成 23 年度の応諾率を見てまいりますと、高いほうから見てまいりますと、1件だけということですが、広島弁護士会仲裁センターさんが1件のみ成立、応諾率で見てまいりますと 100%ということになります。続いて、愛知県弁護士会紛争解決センターさんが74.1%、茨城県医療中立処理委員会さん72.7%、東京三弁護士会紛争解決・仲裁センターさん71%と続いております。

不応諾の理由ということで、それぞれお 書きいただいておりますが、特徴的なとこ ろを見てまいりますと、主には医療機関側 のほうで無責だと判断をしており、そこは 十分説明をしたということで、それ以上応 じていただけないということが中心となっ ています。そのほかのお答えを見てまいり ますと、応諾すると金銭の支払いを余儀な くされてしまうと医療機関側が理解してい るので、応じていただけないのではないか と書いておられるところ。医師会の保険に おける手続が開始されておらず、必要な審 査手続が行われていないというところで、 医療機関側のほうが受けておられないと認 識されているところ。そういったところが 特徴的な答えとしてございました。

終了までの期間ということで、不応諾の 場合、和解成立の場合、和解不成立の場合、 それぞれ聞いております。

不応諾の場合の期間、短いほうから見ますと 15.5 日で、愛知県弁護士会紛争解決センターさんが短いほう。長いほうになりますと、公益社団法人総合紛争解決センターさんが 125.7 日ということで挙げておりまして、かなり多様の期間が示されております。

和解成立までの期間を見てまいりますと、 短いほうで 67 日、仙台弁護士会紛争解決 支援センターさん。長いほうでは、約8カ 月、医療紛争相談センターさんが、御回答 いただいております。

和解不成立の場合ですと、短いほうでは 57.21 日、岡山弁護士会医療仲裁センター さん。長いほうでは、207.8 日、札幌弁護 士会医療紛争解決センターさんということ で、御回答いただきました。

最後の特徴や取り組みですけれども、ここは各機関でのアピールされているポイントになりますので、それぞれ特色を示されているということなのですが、全体のADRに共通する点を少し見せていただきますと、当事者に寄り添いながら紛争解決の背景事情等まで踏み込み、当事者の「納得」が得られる紛争解決を指向されているという御回答。

それから、解決内容は、単に金銭賠償に とどまるものでなく、謝罪や再発防止等を 合意したものもある、ということで示され た御意見もありました。

私からは以上です。

○山本座長 ありがとうございました。

大変貴重な資料で、特にこういう一覧の 形にしていただくといろいろ気がついたり するところもあるかと思います。御質問、 御意見等もあろうかと思いますが、最後に まとめてお願いすることにして、引き続き まして、渡部構成員から資料4、日弁連 ADR センターという資料に基づきまして、 お話をお願いいたします。

○渡部構成員 日弁連 ADR センター委員 長の渡部晃と申します。

私のほうから、日弁連 ADR センターの 取り組みについて、お話します。

1枚目が、その表紙でして、「弁護士会医療 ADR の課題と展望」と副題が書いてあります。

2ページ目にいっていただきますと、報告の内容として、1番目に日弁連 ADR センターというものは何かということをまずお話して、日弁連 ADR センターは医療 ADR ばかりではなくて、多数の ADR、各種の ADR に取り組んでおりますので、それを御紹介した後、医療 ADR の課題と展望について、日弁連 ADR センターが取り組むべきことということでお話させていただきます。

3ページは、日弁連 ADR センター、1番目の論題でございます。

4ページ目、日弁連 ADR センターは、目的が ADR 関係の調査研究や、各弁護士会の裁判外の紛争解決機関の連絡調整というものが目的で、設立が 2001 年6月、12年前に設立されまして、最初は「裁判外紛争処理機関」でしたが、処理というのは余りにも冷たい感じがしますので、2006年11月に改称いたしまして、「裁判外紛争解決機関」という括弧書きを入れて、ADR(裁判外紛争解決機関)センターとしておりま

す。

5ページ目、活動の現状ですが、その当時、ローカルな各地の弁護士会に仲裁センターなり紛争解決センターがありましたので、その方々が自発的に2番目に書いてあります、全国仲裁センター連絡協議会というものを行っておりまして、その連絡協議会の中に仲裁統計年報編集委員会というものがあって、それが自発的に仲裁統計年報を発行していたのですが、それを日弁連ADRセンターが引き継いで、仲裁統計年報の発行と全国仲裁センター連絡協議会の主催をやることになって、今日に至っております。

全国の目的が連絡調整とかさまざまなことですが、5ページの下のほうに書いてありますように、日弁連の構成としては、弁護士が8月1日現在で3万2,050人おります。日弁連の会員といいますのは、弁護士個人と弁護士会というものがあります。全国に52弁護士会がありまして、その52の弁護士会のうち、31弁護士会に弁護士会ADRが存在する。要するに仲裁センターとか紛争解決センターがある。約5分の3、6割にある。全部にはないわけです。

「34センター」というのは、弁護士会に 支部がありまして、支部にも紛争解決セン ターがある場合がありまして、支部にもあ るものも加えて 34 センターになるわけで す。後でお話ししますが、基本的に医療 ADR をつくる場合には、総合 ADR として の紛争解決センターや仲裁センターがない と、なかなかつくれないという部分があり まして、これが後で申し上げますように、 現在 11 弁護士会にある医療 ADR の基盤に なっているということを御理解いただきた いと思います。

ADR センターの取り組みとしては、下請けかけこみ寺という下請け取引の関係の紛争の「行政型 ADR」に協力をしました。ADRの中には「司法型 ADR」と「行政型 ADR」と「民間 ADR」と3つの種類があるのですが、「司法型 ADR」は、「家事調停」とか「民事調停」を指しておりまして、行政型 ADRというのは、先ほどどなたかお話しました「建築紛争審査会」とかそういうものです。民間の ADR というのは、弁護士会の「仲裁センター」とかそういうものを指しております。

そういうときに、行政 ADR の1つとして、中小企業庁傘下の下請けかけこみ寺事業に対して、日弁連から 180 人の相談員、仲介委員を推薦したのが 2007 年でございます。以降、行政型 ADR に日弁連に対して推薦依頼がかなり多くなってまいります。いろんな形式のものに仲介委員を派遣してくれ、あるいは和解仲介として弁護士会を利用したいというものがふえてくるわけです。

2008年6月、私、この時期に日弁連 ADR センターの委員長になりました。その前年に東京三会で医療 ADR が設置されたものですから、それに倣って8高裁所在地近辺には少なくとも医療 ADR がほしいなということがございまして、医療 ADR を設置しようといたしました。ただ、先ほど三会のタイプを見ていただくとわかりますように、3人の弁護士の方が調停人になるものですから、かなり重厚な手続になってしまって、全部の弁護士会の仲裁センターに設置するというのは、なかなか人材の面とか

そういう面で大変なものですから、8高裁所在地の割合と大きな弁護士会に限らせていただいて、そういう取り組みを始めて、一番最後に愛媛の弁護士会が名乗りを上げていただいて、四国にも医療 ADR を設置させていただいたということでございます。

2009年に日弁連が協力いたしました「地デジADR」とは、アナログ波からデジタル波に変わるときに、ビル陰の関係で受信障害が発生した場合の ADR です。それの関係で ADR を総務省のほうからつくりたいということで、ついては仲介人、調停人を派遣してくれないかということで要請がありまして、日弁連から全国で北海道から九州のほうまで、180人の仲介委員、相談員、調停人を推薦いたしております。東北のほうは少しおくれましたけれども、アナログ波の停波とともに事業として終了して、成功しております。

2010年になりますと、今度は金融商品取 引法の改正で、金融 ADR というものがで きまして、原則は指定紛争解決機関という 銀行協会などは独自の金融 ADR をつくっ て、それと各金融機関が協定書を結んで ADR をするという取り組みを始めたので す。実は政令の段階で弁護士会 ADR が一 定の業態の金融機関について、金融 ADR の適格性があるということで指定されまし て、それが大変なことになりました。政令 で弁護士会の仲裁センターとか紛争解決セ ンターが指名されたものですから、信用金 庫、信用組合、農協、JA バンク、JF マリ ンバンク、労働金庫、そういった団体、そ れから、2種の証券取引業者から契約の締 結申し込みが、特に東京三会に殺到しまし て、団体も含めて640程の申し入れがあっ

て、現在、580 件の契約が締結されておりまして、それが信用金庫協会などの団体との契約もあり、その傘下に900 社ほどの金融機関がありますので、そことも契約関係になっておりますから、結局全部で言いますと、約1500 社と契約関係になっているということになりまして、全国の弁護士会で金融 ADR 制度の整備に追われているところです。

例えば金融機関は、全国にあるものですから、沖縄とか北海道にあるものもありまして、それが東京三会と契約を締結しているものですから、テレビ会議システムで調停をする。沖縄の先生を東京の調停人にして、テレビ会議システムで調停をするような取り組みも始めまして、ネットワーク化の問題として、今後の日弁連 ADR センターなり各地の紛争解決センターの課題になるところでありますが、隔地者間の調停ができるようになってきているということです。

2011年になりますと、御存じのとおり東日本大震災が起きまして、原発が爆発して、多数の被災者が出てしまいまして、その紛争解決に文科省傘下の原紛センターというところが調停を行うということになって、それに日弁連から調停人(仲介委員)を推薦してくれということで、現在、200人推薦しております。そのうち、180名が東京三会の会員になっておりまして、それが8月末の段階で、申立件数が3,793件になっており、年月未済が二、三百件滞留していく状況です。

仲裁統計年報などを見られれば、東京三 会で扱う ADR 紛争の総数が 250 件ぐらい です。1年もたたないのに、それに 10 倍以上のものが来ていますから、処理能力をはるかに超えているということがおわかりだろうと思います。しかしながら、やっていかなければならないという事態になっている。

これが近年の日弁連 ADR センターの取り組みでございまして、7ページを見ていいだきますと、新たな課題領域への対応ということがございますが、今、ハーグ条約の批准の問題がでてまいりまして、今国会は流れましたけれども、国際間の子の引き取りの関係、あるいは面接交渉の関係で、来年には国内施行法が成立しますが、外務省から面接交渉の関係で、パイロット事業でやってくれということが東京三会のほうに来ておりまして、もう始めておって、1件目がくるかどうかという事態になっております。

このように、弁護士会ADRに対しては、 多方面から特に行政の側からかなりのアプローチがあって、人を派遣してくれ、又は 特定のADR事業をやってくれというのが、 近年、特に多いのです。

それだけ ADR が注目されているということだろうと思いますが、その中で、結局弁護士会 ADR の問題としては、弁護士会がどうしてもローカルなのです。ローカルなものですから、全国的な取り組みになると、ネットワークがどうつながるのかという問題がありまして、それは先ほど言った金融 ADR のような形でやっていけば、何らか全国的な解決手続もできるのかなという方向がありますし、そういうことの中で、多様な要求に対してどう弁護士会 ADR が対応していけるのかということが問題にな

ってくるわけです。

先ほどお金の話が出ましたけれども、そ のような活動をするのに、弁護士会は大体 持ち出しなのですが、人件費とか部屋代は、 利用者からとっておりません。これは、結 局弁護士会という公益的団体だからこそそ れができる。要するに、調停人の先生はほ とんどボランティアで定額でしかもらえま せんので、成立手数料は、会に入るだけな のです。それも小さい案件でも、数万の成 立手数料で医療 ADR で東京の場合は 30 万 円払うわけです。ですから、完全な持ち出 しです。ですが、公益的な見地からも弁護 士会は運営しなければならないということ で、しかし、仲介人の先生を大事にすべき であるということで、弁護士会が仲介人の 先生にお支払いしているわけです。ただ、 紛争価格が高い案件がくれば、それに応じ たものでお支払いいただくということで、 赤字のものを解消してゆくのです。

弁護士会内外のネットワークづくりというのは、今、言ったような形で弁護士会同士のネットワークも必要ですし、弁護士会外とのネットワークも必要であろうということです。ですから、ADRの分野は、発展せざるを得ない領域なのです。社会の需要が多くて、行政も含めて民間も含めてなっていくので、それに対して、弁護士会はどう対応していくのかということを考えていかなけなければならないなということが、日弁連 ADR センター全体の考え方です。

8ページ以降は、医療 ADR の課題と展望。

こうしたさまざまな多種多様な ADR に 対するニーズの中で、医療 ADR をどうし ていくべきかという問題なのです。2008 年に医療 ADR をつくろうということで、 全国に御協力いただいて、11カ所できてい るわけで、この取り組みでかなりの案件が ふえまして、東京などは医療 ADR に関す る関係がかなりふえております。ですから、 これが各地にあればいいのですが、先ほど 言いましたように、体制の問題で基盤とし て今、52 会のうち 31 会しかできておりま せんから、それがないと医療 ADR もでき ないので、ぜひ、これからも弁護士会に必 ず紛争解決センターや仲裁センターがある という状態にしていくのが、我々の日弁連 ADR センターとしての取り組みであり、そ の中で、東京三会のような方式はとれない なりに、茨城でやっているような、小規模 の会でもできるような医療 ADR が何とか そういった会でもできないのかという取り 組みも考えていかなくてはならないのかな と、今、茨城のうまくやっているところを 見て、思っていたところでした。

見ていただくと、医療 ADR でそれだけ 日弁連 ADR センター特別部会でこれだけ ありますと、三弁護士会は3つありますの で、11ということになります。

10ページにいきますと、見ていただくとわかりますように、さまざまやり方があるのです。東京の場合はあっせん人が1名~3名、愛知県の場合は原則1名、公益社団の大阪のほうは弁護士2名で医師1名、茨城のほうは弁護士1名、学識経験者1名、医師1名。何人がいいのかちょっとわからないのですが、愛知県の場合は、恐らくおの代理人、医療機関の代理人が一部仲介委員みたいな役割を果たしていて、ADRに対する理解があるのだろうと思うのです。東京であれば、かなりドライであるところ

で仲介委員が3人いて、医療側の意見も組み上げ、患者側の意見も組み上げてやっていって、中立性を保っているというところがあるのですが、そこが愛知県の場合は、双方の代理人が理解ができているものだから、1人でいいというところがあるのかなと。要するに、会に対する信頼が両代理人にあれば、まとまるということだろうと思います。

応諾率を見ますと、愛知県と東京三会は 同じぐらいで、愛知県は圧倒的に多いとい うのは、理解があるからということでしょ う。

お医者さんを入れるかどうかというのは、愛知県のほうは医師を専門委員として入れるのですが、年間1件~3件。東京三会は当初の政策上、専門委員はなしということであります。大阪の場合は、医師を1名入れているということであって、茨城県の医師会のほうは、こういうような情勢であります。

この構成によって応諾率が上がるか上がらないかとか、そういうことは余り3つの応諾率の関係で見ると、それほど関係ないのかなという気はしますので、その機関に対する信頼の問題なのかということだろうと思います。

11 ページにいきますと、日本の場合というのは和田先生が言われていましたのですが、ADR という定義がはっきり法律で書かれておりまして、これが日本においては定義とされているものでして、民間事業者、紛争の当事者が和解をすることが民事上の紛争について、紛争の当事者双方から依頼を受け、当該紛争の当事者との契約に基づき、和解の仲介を行う裁判外紛争解決手続

をいう。

要するに、当事者双方から依頼を受けるわけですから、中立でなければならないのです。ですから、どちら側の立場に立つわけでもなくて、公平性と中立性が肝としてあるので、茨城の医師会が運営としては公平で中立でやられていると思うのですが、外見的に見てどう見えるのかというところが一番お悩みだったろうと思うのです。公平性と中立性というのは、その辺のところだと思うのです。

手前みそで恐縮ですけれども、裁判所以 外で公平、中立に行える日本の機関という と、弁護士会かなと思っているところです。 いろいろ見回してみて、弁護士会がそうな のかなと思っておりまして、そういうとこ ろから弁護士会 ADR を医療 ADR において も発展させていかなくてはならないなと、 定義の面からもそうですし、現在、そうい うことで考えておりまして、別に医療 ADR だけを発展させるのではなくて、全ての分 野で ADR を発展させたいわけですが、と りわけ医療の分野で、深刻な生命にかかわ るような案件について、公平・中立な ADR を提供できるように、今後とも努力してい くし、各地の先生にも努力していただきた いなと思っております。

12 ページ、さまざまな共通点・相違点。 3カ月、3回以内で解決しようということ があって、そういう目標でやっております。

「医師の専門的知見の導入には課題」というのは、東京三会でも当初、入れるかどうかという議論があったようです。そこの仲介人に専門的にやっている先生は、ある程度医学の知識がありまして、どういう論点なのかということはわかっていることが

多いのと、児玉先生のようにお医者さんも 兼務している方もいらっしゃるので、双方 わかっている方がいらっしゃるわけですけ れども、どうしても公平性、中立性になる と、医学的判断を先にやってしまうとまず いというのは、調停をやられた医師の先生 はおわかりだと思うのです。医学的知見と いうのは千差万別、人によって変わるとい うことがありますので、当初から医学的知 見を言って、私はこう思う、これが正解だ 言われてしまうと、解決しようがないとい うことがあり得るわけで、そのときに専門 委員として利用することはあり得ても、和 解仲介人としてどうなのかということは、 茨城のほうでは医師の専門的知見のほうは 一歩下がって、調停のほうは弁護士の方に やらせているというのは、その辺のことを わかられてやられているのかなと思ってい ました。

その辺のところがありまして、それは各地でそれぞれ考え方があっていいのかなと思います。

「普及と応諾率については、ばらつき」というのがありますが、要するに医療の場合は、圧倒的に弁護士会 ADR の課題を医療機関側の理解の問題、信頼していただは強制的に呼び出すような裁判所ではないので、解決できません、話し合いもできませんので、私が当初申し上げましたように、弁護士会というのは、もともと患者さん側から非常に絶大な信用があるのです。ただ、医療機関の側から言うと、患者の味方かと思われているところがありまして、私はADRを専門にずっとやってきた、どちら側からも医療を扱わない弁護士ですけれども、

その立場から見ると、そこが弁護士会 ADR の課題だと思っておりまして、できれば医療機関側の信頼を得て、出てきていただいて話し合いに応じていただくということが、この問題を解決する早道だろうと思っております。そこは弁護士会 ADR、医療 ADR が普及していくのと同時に、この分野での課題であると思っております。

地域に応じて違う、愛知などは医療機関側、代理人も含めて理解があるのでしょう。 地域によってはそうでもない地域もありま すので、東京などは西内先生や児玉先生がいらっしゃるので、病院関係の御理解は大変よく得られているように私には見えますけれども、そういった我々の側の信頼を勝ち取る努力、患者側からももちろんのこと、医療機関からも ADR 機関として信頼を勝ち取る努力が必要なのかなと。それに対して、日弁連 ADR センターとしては支援していきたいなと思っております。

13ページ、まとめでございます。今、い ろいろ ADR の設計の仕方、医療 ADR だけ でも多様で、ほかの分野はほかの分野であ るわけですけれども、それに対しては、 ADR がいいところは非常に融通無碍なと ころがありまして、時間的にも各地の先生 は土日でも開いてみたり、夜間で開いてみ たりするようなところがありますので、そ こは普通の公的機関とは一味違ったところ があると思います。その辺のところは、そ れぞれの地域によって違うと思いますが、 地域特性を生かした制度設計というのは、 医療 ADR の場合、医療機関側の御理解が 必要ですから、御理解のないところ、御理 解のあるところに応じて、我々の側で積極 的にアプローチして、うまく機能するよう

にしていくということはこれからの課題だろうと思います。

3番目は、法曹界と医療界の相互理解の促進。私のようにいろんな ADR を扱っている立場から見ると、この医療 ADR においても、弁護士会 ADR の果たす役割というものは非常に大きいのではないかと思っておりまして、そのために環境づくりをいたしたいなと思っているところでおります。以上であります。

○山本座長 ありがとうございました。

それでは、関連しまして、西内構成員の ほうから、補足説明として資料5に基づい て、東京三会の取り組みについてお話をい ただきたいと思います。

○西内構成員 第一東京弁護士会の西内で ございます。

資料5-1に基づきまして、只今の日弁 連の渡部先生のお話について、東京三弁護 士会の立場から補足させていただきたいと 思います。

まず、お断りしておきますけれども、「東京三弁護士会」という会があるわけではなくて、東京には3つの弁護士会があるということで、「東京三弁護士会」と言っております。場合によっては「東京三会」と略して言うこともありますが、「東京弁護士会」、「第一東京弁護士会」、「第二東京弁護士会」の3つの弁護士会がございまして、3つまとめての総称としての東京三弁護士会という名称を使っております。

その「東京三会の医療 ADR」の体制と取り組みのうちで、今の、渡部先生のお話のうち、専門的知見の導入と、医療界と法曹

界の相互理解の促進の現状について、少し お話をさせていただきたいと思います。

まず最初に、専門知見の導入の点ですが、資料 5-1 の「1」番です。「第三者医師による医学的知見の導入について」というところですが、資料 5-2、これは従前、こういう報告書がありますという御報告はさせていただきましたが、東京三弁護士会の医療 ADR の検証作業を行って、報告書を取りまとめたものですが、この  $55\sim57$  ページにかけて、「第三者医師による医学的知見の要否・是非と展望」というところに取りまとめてあります。

そのうち、特に 56 ページの(3)と(4)に星印をつけさせていただきました。その部分を簡潔に御説明いたしますと、確かに医療 ADR という名称からすれば、医師の医学的知見の導入というものが専門的知見の導入だろう、それを導入するのが医療ADR だろうというのは、非常にわかりやすくて説得力がある御意見だと思います。私ども、東京三弁護士会もこの東京三会医療ADR を発足させるときの制度設計として、当然その点も検討いたしました。

ただ、ここにも書いておきましたが、医学あるいは行われた医療行為の評価の多様性、逆にいうと正解は1つですよ。あるいはある程度一定の狭い幅の中にありますよ、ということであれば、第三者医師の専門的知見を求めるということは非常に有益だろうと思います。例えて言えば、建築紛争あるいは交通事故における工学鑑定、あるいは不動産の評価、さらには知的財産権などもその分野に入るのかもしれませんが、医療行為に対する評価というのは、そんなに狭い幅の中に正解が入るのか、あるいは正

解があるのかという点が問題となります。 私も代理人として長い間医療事件を取り扱 ってきましたが、相当評価が分かれること が多いのです。訴訟になったときに、原告 側、それから被告側から私的鑑定書、つま り原告の依頼した第三者医師、専門医です ね。被告が依頼した第三者専門医の意見書 なるものが証拠として提出されることが少 なからずあり、しかも場合によっては原告 側が数通、被告側が数通ということもあり ます。そしてそれらの意見書による意見が それぞれ違うのです。本当に皆さんが想定 されるであろう狭い範囲の中の違いではな くて、非常にバリエーションにあふれた意 見が出てくることもあります。相当な幅を 持った各々の第三者医師の御意見が出てき ます。

そういった多様性のあることが多い医療に対するあるいは医療行為に対する評価というものに対して、財政基盤というものも含めて、ADRという簡易、迅速、廉価ということも包含されている制度の中で適性・妥当な判断を導くということが達成できるのだろうかということを、我々はさんがる場合で、もちろんこれが最終決定ではなくて、東京三弁護士会もどんどん進化していきたいと思っては第三者医師にとりあえず発足に当たっては第三者医師による医学的知見の導入という選択肢はとりあえず脇に置いておきました。

もう一つ言えば、今、申し上げたような 多様な評価が可能であり、どれもが正解で あり、決して間違っているわけではないだ ろうという中で、仮に1人の専門医に御意 見を求めたときに出てきた意見、あるいは 2人、3人の意見が出てきたときに ADR という制度の中で対処できるのかということです。東京地方裁判所を初め千葉地方裁判所などでは複数鑑定という裁判上の鑑定を行っており、複数の医師から意見を求めるという手続を裁判所レベルでは行っております。

そして、複数の鑑定を何で行っているか というと、先ほど申し上げたように、医学、 医療というものにおける正解は1つではな いことが多いことから、1人の鑑定人の意 見だけで決めていいのかという疑問がいろ んなところから出てきたことから、複数鑑 定は少なくとも医療については適切だろう、 あるいは客観的な妥当性、公平性が担保で きるだろうということから、複数鑑定の導 入ということになっているわけですが、仮 に ADR で1人だけではなくて、お金の問 題を置いておいて、複数の専門医から知見 を求めて、複数の意見が出てきたときに、 その意見をどう評価するのか、また誰がど ういう手続によって評価するのか。そうい う能力があるのかということが問題となり ます。

倒えば、これが訴訟であれば、訴訟上の鑑定、今、申し上げた複数鑑定もあれば単数鑑定もありますが、出てきた鑑定意見に対しては、両当事者は意見を述べるあるけですければ反証の機会が与えられるわけですけれども、ADRでそれをやるのであれば、訴訟と何が違うのか、そして、そこまでやるあり、もっと言えばお金をかけてやるのであれば、それは訴訟と何が違うのか、ADRという制度に親しむのかというところで我々もいろいろ悩んだ結果、東京三会としては医療 ADRにおいての第三者の関医の知見の導入手続は取り入れず、脇に

置いた形でスタートしようということで現 状に至っております。

その点についてアンケート調査も行って おりますが、それも  $55\sim 56$  ページにかけ て書かせていただいております。

そして、訴訟であれば、判決という形で 最終的には解決する道があるのですけれど も、ADR は当事者の合意による解決に正当 性の根拠が求められるわけですから、出て きた専門的知見に対して合意していただけ なければ、次の東京三会の手続きである「ス テップ2」の金額の話に移るということは できなくなります。

つまり、出てきた第三者医師の専門的意見に対して、両当事者すなわち申立人側と相手方が直ちにそれに同意するとは限らず、そのときにどういう手続を経て両当事者の納得を得ていくのか、その手続をどうやって用意するのかなどという問題点について、ここに縷々書かせていただきましたが、悩んだ結果としての現在の東京三会のやり方があるというところです。

さらに言えば、第三者医師の知見を得る ために、一般的知見だけを得るのであれば、 我々が医学書を読めばいいだけの話ですが、 当該症例に関しての具体的な意見をいただ かなければ何の意味もないわけですが、そ うすると、カルテを読み込んでいただいて、 あるいはそれ以外の資料も読み込んでいた だき、もちろん患者さん、御家族側の言い 分も当然あるでしょうし、そういったもの も陳述書なりの形にしていただいて いただくというときに、どの医療水準の 学的知見の導入を求めるかにもよりますけ れども、第一線で日々休む暇もなく、 に眠る暇すらないような医師の先生たちに それをお願いしたときに、本当に答えてくださる余裕が、時間的、労力的にあるのだろうか。あるいはその対価を我々は払えるのだろうか、誰が払うのか、弁護士会医療ADRで言えば弁護士会が持つのか、あるいは両当事者に御負担いただくのかというさまざまな問題がある中で、とりあえず東京三弁護士会は今のような形をとっているということでございます。

次に2番目の医療界と法曹界の相互理解の促進の点ですが、渡部先生もおっしゃった様に相手方に応諾していただかないと ADR はスタートできませんので、まず相手方に応諾していただくということが ADR がスタートするための基本であることが ADR があることが でき、「ステップ1」の対話ができ、信頼関係ができ、「ステップ2」の解決の手続に移行できるというところがないと、ADR というものは機能しないことから、医療界と法曹界の相互理解というのは、ADR が機能し、今後発展していく、をというと思っております。

では、今、東京三弁護士会が関与しているその点に対しての取り組みはどういうことかというと、ここに書かせていただきましたが、(1)これは東京地方裁判所には医療集中部というものが民事部に4か部ありますが、そこと都内の13大学医学部附属病院及び東京三弁護士会の三者による協議会と幹事会というものを設置しております。これは平成14年に設置して、現在まで続いております。

ここでは、先ほど申し上げた東京地裁が 行っているカンファレンス鑑定のあり方と か、専門委員制度のあり方とか、医療界と 法曹界の相互理解のためにどうしたらいい のかとか、さまざまな医学的知見の導入の あり方とか、そういったことを議論してお ります。ちなみに、この三者のうちの1つ である都内 13 大学医学部附属病院は、東 京地裁のカンファレンス鑑定の複数鑑定の 給源ともなっております。

2つ目の(2)として、(1)の三者協議会を基盤として、主催は東京地方裁判所ですが、 毎年「医療界と法曹界の相互理解のためのシンポジウム」を開催しております。

第1回の平成 20 年から始まりまして、 第4回まで既に行っております。第5回目 はことしの 10 月9日に開催を予定してい ます。内容は全て『判例タイムズ』という 法律家向けの専門雑誌に掲載されておりま す。

どういうことをやっているかということ、 都内13大学医学部附属病院の方であれば、 どなたでも参加でき、具体的な事例を御紹 介して、その中で問題とされた過失とか因 果関係の点について、参加された医師の先 生方とか参加した我々法律家とかが、自分 たちはこう思う、これはこう思うという意 見交換をして、そこで意見を1つにまとめ るということが目的ではなく、お互いの思 考とか見方がどう違うのだろうかというこ との理解をしようよというのが目的であり まして、医師の先生方はこれをこう見るの だ、こういう思考過程を取るのだ、法律家 はこうですよということをお互いにわかり 合うということが目的です。相互理解はま ずそこからだろうと、お互いの思考方法、 評価方法の違いをまず知ろうということで 毎年行っております。

さらに、(3)東京三弁護士会医療関係事件 検討協議会というものがあり、これは東京 三弁護士会が共同して設置した委員会です。 これは上記①三者協議会の幹事会の受け皿 として平成14年につくりました。

これは日ごろ東京三会に専ら患者側で代理人をされている弁護士、医療側で代理人をしている弁護士がおりますが、それまで交流はなかったのですが、この弁護士をあったことによって、双方の弁護士をのでをしている手護士とのの患者側と医療側の相互理解が随分深まったのです。その結果の一つとして対路会が東京三弁護士会の医療 ADR を誕生と医療側の相互理解が進むことに対ういます。の医療 ADR が誕生となったといういます。

最後に(4)ですが、東京三弁護士会 ADR 自体に関する特徴としては、昨年の 6 月の 本会議においてお話させていただきました ので、簡単にします。

まず、医師、医療機関からも、第三者であるあっせん人立ち合いのもとでの医療行為などに関する説明とか、患者家族との関係の調整などを目的とした申し立てもどうぞ行ってください、我々はそういう事案に取り組んでいきますということを積極的に広報しております。パンフレットも発行しております。

2つ目の特徴としては、審理手続を、両 当事者の質問、説明、納得、対話の促進と、 それによって相互理解に向けて話し合いを 行うという「ステップ1」、そしてそれによ って両当事者間に解決に向けての気運が出てくれば、「両同時者の同意」を要件として「ステップ2」の具体的な解決に向けた合意形成のための調整の手続に入りますという2つの手続に明確に分けました。

これによって、相手方が応諾すれば、とにかく最終的にはお金の話になってしまうという不安はなくなりました。つまり説明だけでもいいので安心して出てきてください、そしてそこで ADR の手続を終わらせることもできますということを、手続的にも透明化することにより、安心して応諾していただける、そして相互理解だけでも、せめて対話だけでもしてくれませんかという制度設計にしたというところでございます。

ですから、東京三会の医療 ADR は、まず申立人と相手方が対話をしていただく場という理解でとらえております。

以上が、東京三弁護士会をめぐる医療界 と法曹界の相互理解のための現状でござい ます。

以上です。

○山本座長 ありがとうございました。

それでは、残された時間 20 分程度ですけれども、今の事務局からのアンケート結果の御報告、それから、渡部構成員、西内構成員それぞれの御説明、いずれについても結構ですので、御質問、御意見があれば、お願いいたします。

山田構成員、どうぞ。

○山田構成員 今の西内先生の御議論、大変興味深くお伺いしました。医師による判断を入れないという決断の理由としては、

制度的になかなか大変だという、どちらかと消極的な理由のようにも聞こえたのですが、実際には、このような方法をとることによって、いわゆる事実認定という ADR のパターンではない、本当の対話を促進していくようなパターンが生み出されるというメリットもあるように思われます。そうに、判断を使わずに調停を進めていく場合に、当事者が納得・合意に向かっているところにあるとお考えでしょうか。

○西内構成員 私も全ての東京三弁護士会 医療 ADR が取り扱った事例を知っている わけではなくて、実は我々あっせん人も見 ることができないぐらい厳重に守秘義務に よる管理がなされていまして、したがって、 研修会などで得た情報とか、自分あっせん 人又は代理人としてのの経験から得た情報 ですけれども、まず応諾していただいた事 例が前提になっていると思うのですが、き ちんと申立人側の意向、あるいは要求、求 めているものをきちんとあっせん人が整理 する。それを相手方にきちんとわかりやす く伝える。それに対して、説明をきちんと していただく。その往復の交通整理を繰り 返し行っていくわけですが、それによって、 ある程度以上の納得性と満足性、他方、相 手方のほうはそれに対する信頼性、行った 説明がある程度きちんと受け入れられてい る、あるいは真摯に聞いてくれているとい ったところから相互理解は始まるだろうと 思っています。

それがうまくいったときには、「ステップ

2」に入るわけですが、解決事例などで数 千万円の解決事例などもございます。ただ、 詳細は今、言ったような厳重な守秘義務の 関係から結果だけしかわかりませんが、そ ういった事例も東京三会にもあるという現 状です。

○山本座長 小山構成員、どうぞ。

○小山構成員 一番最初のアンケート調査 結果を見て、少し安堵したのですけれども、 当初始まったときに、応諾率が非常に悪い ということでしたが、どうも7割近くいっ ているということで、大変安心しました。 ただ、なぜ応諾率が悪いかというところの 議論を、日本病院団体協議会の中でさせて いただいたときに、渡部先生のほうから弁 護士さんは中立だという表現を使われまし たけれども、そこら辺を余り中立だと考え ていないところが非常にあるのです。それ はいみじくも今、西内構成員がおっしゃっ た医療側の医者と弁護側の医者の言ってい ることは、全く正反対のこともあるという 話なわけです。それは広い医師の中から、 自分たちが納得できるような意見の人を集 めてくるからそうなるのであって、それに 対して、対抗として、都内の場合は 13 の 大学病院がカンファレンス鑑定、私も2回 ぐらいやったことがあるのですけれども、 こういう紛争だということでもって、3つ の大学にこういう紛争のことのカンファレ ンスをするから、こういうことに見識のあ る方を出していただきたいということがき て、出てこられるわけです。そうすると、

これは全く中立なわけです。ですので、これは中立になるということで、それと同じことが ADR の中にもあるわけです。

この ADR は、いわゆる患者側の弁護士さんがつくった ADR だとかということになると、最初から医療側が被告として入るような感じになってしまうということで、なかなか応じられないという意見が病院団体の中にありました。ただ、それも今、いろいろお話ある中で、ここまで上がってきたということは、もう少し話し合いをしながらいけば、もう少し理解が強められるのだなという感じは持ちました。

ちょっと気になるのが、先ほどからお話しているとおり、弁護士が一番いいのだというお話をされておりますけれども、和田先生などの話を聞いていますと、メディエーターという考え方が出てきます。ここら辺は、我々はどう理解したらいいのか御意見を聞かせていただければと思います。

〇和田構成員 簡潔にですけれども、 だの医学的な鑑定とのお話とも終めてと思う のと、弁護士の専門性でもそうだと思う のですけれども、例えば過失なのかなということにいうもるかれるケースというものかれるケースというものかれるケースというものかれるが見てもよりがうかし、 ですかし、多くもこれだろうとというからと思うかと思うのです。 と、も多々あるは、うしないのです。ないと思うのです。 と、も多々あるかと思うのです。ないらに、からというない。 者できないりときに、第三者的に関いてもしまりない。 でも同じような回答がくるというケースで

活用するということはあり得ると思います。 ただ、そのようなケースまで弁護士のリ ソースを使うということが本当に効率的か どうかということもありますので、まさに 対話だけの部分で実は誤解があったり、納 得できないという部分があるようなケース の受け皿になるような機関。そういうもの は、必ずしも法律家でなくても、対話の仲 介の研修を受けたような方がやるという手 続を設定する。これは医療界がつくっても いいと思うのです。そこでちょっと問題が ある、大きな問題だというケースであれば、 弁護士会 ADR のほうにむしろ移っていた だくような振り分けをするという入口の機 能を持ったような部分であれば、私は弁護 士でない ADR というものも十分機能する し、弁護士 ADR のリソースを余り無駄に 使わないためにも有効かなと思います。

○山本座長 渡部構成員、どうぞ。

○渡部構成員 ADR の定義からそれが ADR なのかという問題があるので、私の立場から言うと、ADR というものは公平、中立というのが肝だろうと思っているのです。ここの連絡会議に出ていく弁護士会の先生も、実は私、お頼みするときに、その観点で医療側の先生と患者側を主に扱っている先生と、両方扱っている先生といろいろ取りまぜて出てきていただいた経緯がありまして、それは専らADRというものは公平、中立なものだからということで、いろいろな分野の先生、医療機関側の先生の意見をいただきたいということもありまして、出してきているのです。

ですから、弁護士会は患者側に信頼はあ

りますけれども、患者側一辺倒だと思って いただかないで、私のようなどっちつかず の人間もおりまして、ADR だけを見ている という者もおります。ADR というものは公 平・中立な第三者機関であると考えている のです。ですから、そのように運営してい こうということがありますので、それは弁 護士の先生であれば、今までどちら側につ いていても調停人となれば公平・中立にな るように訓練されているのです。調停人と いうものは公平・中立でなければならない という訓練をされているものですから、そ の立場になれば、そうなっていただけると いうのは、今までの経験上、東京三会でや っている調停を見ていましても、そういう 運用をされておりますので、ぜひ、その辺 のところは御理解いただきたいなと思って おります。

○山本座長 小山構成員、どうぞ。

○小山構成員 そのとおりだと思います。 それは事実として、応諾率がこれだけ上がっていることは事実だと思います。同じことが医療側にも言えると思うのです。第三者的に選ばれた医療側の代表者というのは、やはり中立な立場でもって事実を見つめて、これはどう考えるかという意見を言っているので、そういう意味であっても、医療側も中立だということをぜひ御理解いただきたいと思います。

○山本座長 田口構成員、どうぞ。

〇田口構成員 先ほどのお話の中で、医療 界と法曹界の相互理解の場として、三者協 議会というものが西内先生のお話にもありましたけれども、全国の地裁レベルで設置されている協議会なのですが、例えば愛媛では、弁護士会にいついつ大学病院ないしは県立中央病院でいわゆる手術の見学だとか医療機器の見学、来たい人は来なさいということで、大体2名~3名毎年参加している。どうも東京三会での協議会のようなしっかりしたものになっていなくて、そこでの医療界と法曹界の相互理解というものは、ほとんど築く場としては生かされていない。

児玉先生からお話がありましたけれども、 医療安全推進協議会というものも必ず設置 されていると思うのですが、松山市の医療 安全推進協議会には、私、議長として参加 させていただいてますけれども、いむまでも余り医療界との交流といいなすか、相互理解というも図れていないを実情で、ぜひ他の県なり東京都はそういう場が十分充実しているという場が、何らかの相互理解促進のが愛媛の現状でございまして、もし次回にでもこうものがないかなと模索しているのが愛媛の現状でござがあるよという御提案をいただけるのであれば、ぜひ御教示いただきたいと思います。

○山本座長 ありがとうございました。宮脇構成員、どうぞ。

○宮脇構成員 年間約800件弱の医療過誤 裁判が提訴されているわけなのですけれど も、今回の統計でもADR の申込みが170 件ぐらいということで、すごくギャップが 多いなと思います。ADR は被害者のほうが

調停に申し込むということが全体に多いよ うですけれど、最近の熱心な医療機関につ いては、急変による死亡や予期しない不幸 な事態のときに、何度も何度も説明してい るところが結構ふえているのです。場合に よっては、管理者が 10 回以上説明してい る。そういう医療機関は当事者と医療機関 だけではなかなか理解が進まない可能性も 大きいので、むしろそういう機関ほど一定 程度説明が終わった後、それでも難しいの であれば、積極的に ADR の機関を利用さ れて、患者側の弁護士も含めたところで、 改めて病院から熱心な説明をやっていただ ければ、むしろ患者側のほうとしては安心 して病院の説明に納得できていくという機 能を持っていると思うのです。

そういう点から言うと、ADR の協議に入るとすぐ賠償金につながる発想というのは非常に狭い考えで、むしろ患者の理解を得るために、ADR をもっともっと医療機関側が活用していくことが、今後の大きな課題ではないかと思うし、ぜひ、そうやっていってもらいたい。

医療被害者が裁判を起こす動機としては、そういう不幸な事態が起こった後、病院からの説明が何回か行われて、これ以上説明することはありませんということで切られて、不信感が払拭されないままで、より原因を知りたいということで裁判に持っていかざるを得ない動機があるわけですから、ぜひ、そうならないために医療機関と患者だけの関係ではなくて、せっかくこういうADRの機関であるということを、医療機関のほうも大いに活用してもらいたい。

私たち被害者としては、医療過誤裁判は 難しい医療の水準の論争ではなくて、むし

ろ診察したのかしなかったのか、検査した のかしなかったのか、病院は検査した、実 はしていかなったではないかとか、そうい う次元のことが多いのです。心電図でこれ は問題ないと、別人の心電図で、差しかえ たのではないかとか、その次元の話を多く の被害者から聞くので、そういう点では、 医療過誤裁判の内容としては、そこに持ち 込まないで、本当に関係している方々が誠 実に話し合ったらとっくに解決すると思い ます。ADR については、ぜひ、医療機関の ほうが毎年提訴される数倍の件数を持ち込 んでいただいて、そこで患者側の弁護士を 含めて、医療機関から説明を真摯に行い、 患者の理解を得ることを考えていただきた いと思っております。

○山本座長 先に北川構成員、どうぞ。

〇北川構成員 話が元に戻ってしまうところがあるのですけれども、先ほど渡部委員長のほうから、あっせん人の構成と応諾率の関係のお話がありまして、余り関係なさそうですねというお話があったのですけれども、資料でいいますと、渡部委員長のお話があった資料の 10 ページになります。これについて若干補足説明をさせていただきたいと思いますが、実は一昨年の秋の終わりのころ、この協議会で私のほうから大阪の実績ということで紹介させていただきまして、応諾率も上々です。

成立率に関しましては、応諾のあったものはほとんど成立していますという紹介をさせていただいて、あわせて、当初大阪では医師のあっせん人を確保できていなかったのですが、ちょうどその時期に医師のあ

っせん人が確保できるようになり、今後、 医師のあっせん人の入った事件について、 事例が集積できる見込みなので紹介させて いただきたいというお話をさせていただい たのですけれども、実は、その後、1年間 応諾が1件もないという状態が続きました。 不応諾の理由については単一の理由だけで はないのかもしれないのですが、残念なが ら医師のあっせん人は活躍する場がほとん どなく、この33%というのは、やっと去年 の秋の終わりにその状態が解消されて、残 り数カ月という時期の数字がこの数字にな っているということです。現在、当初のこ ろの応諾率にはまだ至っておりませんが、 平均近くまで回復されてきておりますので、 ぼちぼち医師のあっせん人の入った事件に ついての事例が集積されてきておりますの で、近いうちになるかどうかわかりません けれども、その結果をある程度検証したも のをこちらで発表させていただければと思 っております。

以上です。

○山本座長 植木構成員、どうぞ。

○植木構成員 渡部先生のお話、非常に興味深く伺わせていただきました。この問題の本質は、最終的には、前回、前々回においてここで問題になっているような、医療 ADR のグランドデザインをどう描くのかというところに帰着する問題だと思うのです。

そこで、先ほども申し上げましたように、 組織的には今は医師会と弁護士会と第三者 機関というか、そういうところが主体として これを運営しているわけです。もともとの出 発点は、医師と患者側あるいは病院と患者さ んとの間のトラブル、その紛争の解決にあり ます。そうしますと、一方の当事者である医 師会がそういう機関をおつくりになったと きに、他方の当事者である人は当然疑惑を持 つわけです。あるいは世間も何らかのリアク ションをすることになります。その逆も同じ ことになります。あまり現実的ではありませ んが、患者さんがそういう制度をおつくりに なったと考えた場合、病院やお医者さんがそ こに出ていくだろうか。その場合、欠席裁判 かあるいは罵倒されるかという話になって しまい、あたかも人民裁判か何か知らないけ れども、そんなものになってしまい、医療 ADR 機関としての役割を果たすことができない。 そこでは医師側の応諾率はゼロということ になります。

そこで中立的な観点を確保すると言う意味で、弁護士会主体の医療 ADR 機関が出現することになります。弁護士会はある意味では、中立・公正だというのが渡部先生の御意見だと思うのです。

ただ、そこでもう一度立ちどまって考えなければいけないのは、医師あるいは病院と患者さんの紛争であるけど、弁護士さんがそれぞれの立場で介入するわけですから、弁護士会は比較的中立・公正であっても、結局は医療 ADR 機関はそれぞれの当事者から引き受け弁護士が紛争の解決を図るわけですから、それは少しの緩衝地帯とはなるかもしれませんが、そういう意味では、弁護士による当事者の利益代表がそれを解決することになります。そこでは弁護士の立場上、あくまでも医師と患者の間の紛争の解決という観点で捉えることになります。

そうなると弁護士さんというのは、紛争の 解決を専門とするわけですから、ADRの目的 を紛争を前提にしていることになります。そもそも医療行為というものは、紛争を前提にして始まっているのではなく、医師と患者による固い信頼を前提として成り立っています。わたしはこのような発想の下で、医療 ADR 機関は第三者機関のほうがいいのではないか考えており、こういう前提の下で第三者機関による制度を造ったわけです。

そうすると、先ほど申しましたように、どうしても財政的に行き詰まることになります。これは明らかにそうなのです。そうなったときに、結局はそこを解決するのは、先ほど申しましたように、行政機関への格上げをするよりない。あるいは今日のお話にもありましたように、メディエーションとドッキングをさせる。院内だけではなくて、院外のメディエーションとドッキングをさせる方法が考えられ、もっと大きな形で行政機関に格上げできるような組織をこれからは考えていかないと、どうも医療 ADR の将来というものは開けないのではないか。

医療 ADR 機関の本質は、売買とか金融とかそういう取引紛争の解決とは違い、医療はもともと医師と患者の信頼関係から出発しているのですから、それに見合った紛争の解決機関が必要となり、他の ADR 機関とは違った観点からの構築が必要となります。それが医療相談の重要性です。

○山本座長 渡部構成員、どうぞ。

○渡部構成員 御意見ごもっともで、これ は医療 ADR ばかりではなくて、ほかの分 野の ADR でも結局財政上の問題というの は、最も大きな課題なのです。日本におい て ADR が大体、赤字になることになっているのです。欧米のほうにしても、アメリカのように1人の高名な調停人が引き受けて、タイムチャージベースで多額の報酬をとるようなシステムになっていないものですから、どうしても赤字になる。日本において ADR は、どこか公的なところが援助しない限り成り立たないのです。弁護士会ADR は、そういう場所代と事務局人件費の関係は弁護士会が公益的な団体だから補助しているようなものです。

医師会は医師会で、医師会が丸抱えすればそれだけお金がかかるわけで、それは公平・中立な第三者機関であるということになると、どう見ても絶対に財政的な基盤がなくてはだめです。例えば今までの ADR の類型から言えば、金融 ADR などは、要するに金融機関側がお金を出して、「指定紛争解決機関」をつくるわけです。そういうことをするし、あるいは住宅紛争審査会というものは、国交省で弁護士会を指定してこれを設置し、国交省から予算を組んで渡すわけです。

そういう形態があるのと同時に、他に一定の補助を与えるということが1つあるし、行政型 ADR ということで、今、言ったように一番重厚な形でつくるということもあると思うのですが、行政型 ADR を新たにまるごとつくるというのは、なかなか今の国の財政事情からして難しいとすると、、今の金融 ADR のようなパターンとか、今、言った住宅紛争審査会のようなパターンとか、今ある機関なりリソースを利用して何らかするということが、割合と実現可能性がある。この分野でもあり得ることかなと思っているのですが、そこはどうなってい

くのかわかりませんけれども、そういう方向性があるかなと思っております。

○山本座長 ありがとうございました。増田構成員、どうぞ。

○増田構成員 先ほど渡部構成員のほうから、日弁連 ADR センターの実情を報告されましたけれども、その中でも愛知県の場合には、非常に医療機関側も患者側もセンターに対する信頼が高い、そのことが応諾率を上げているのだという御報告がございましたが、愛知県で医療側の代理人経験をされている弁護士で、日弁連 ADR センターの幹事にもなっておられる先生から、2年ほど前、「なぜ応諾をするのか」についての報告をされました。その概要を御説明しておきます。

まず、応諾する理由として、総論的には 自分が相談を受けた事件については、全て 応諾をしています。なぜかというと、応諾 することで格別の不利益はないのではない のか。事案によれば、デメリット、メリッ トもあるけれども、総じてデメリットは少 ない。

協議が整う見込みがなければ、手続を終 了させることができる、そういった柔軟性 がありますと。

それから、あっせん仲裁人が手続の中でメディエーターの役割を果たしてくれることを期待する面もあります。解決に至らなければ費用負担はありません。愛知県の場合は、期日の手数料がありませんので、特に医療側が費用を負担することはない。

基本的にあっせん仲裁人が1人であるために、期日が非常に早く入る、比較的迅速

に進められるということが挙げられています。

申し立ての類型的に見ますと、双方に代理人がついて、事前交渉があって、それが決裂をしてあっせん仲裁を申し立てをされた場合には、医療側の弁護士としては訴訟を予期していたのだけれども、あっせん仲裁を申し立てられることによって、何らかの解決方法がそこで出てくるのではないかと期待をする。だから、出ていくのだということ。

申立人側に代理人がついていない当事者の本人申し立て、そういった場合には、あっせん仲裁の申し立てというのは、いかに簡易な手続であったとしても、それなり申立書をつくってセンターに出さなければいけない。応諾をしないという対応は、より不信感を強めるだけである。そういった法にのっとった手続を選択したことを尊重して出ていくのだということもおっしゃっていました。

あっせん仲裁人に対する信頼ということですけれども、愛知県の弁護士会の場合は、あっせん仲裁人は全部で130人います。これまでに一般的な事件も含めて、約3,000件近くの処理をしていて、各あっせん仲裁人はかなりの事件数を経験していて、そのことあっせん仲裁人に対する信頼につながっている。

愛知県の場合には、医師の専門委員制度 というものを設けています。これについて は、東京三会の西内先生等がおっしゃった ことですが、医師をあっせん仲裁人として パネルに加えるのか、専門医とするのかと いうことは非常に悩みました。ただ、実際 には今、専門委員という形にしています。 この秋から約 20 名の医師の先生方に専門委員をお願いしています。医師の専門委員が加わることによって、弁護士の医療知識が補充されて主張が整理されやすくなり、申立人のわだかまりが解けるといったこともあります。

実際に、専門医を入れた事件というのは、この5年間で9件ですけれども、そのうち、成立した5件、そのうちの4件は本人申し立てです。その過程で、全ての期日ではないのですが、例えば2回目から入れるとか、そういった形で専門委員に加わってもらうことによって、そこで先ほど和田先生がおっしゃられたような対話といいますか、そういった場が設けられて、そのことが患者さん側の納得を得られて解決をしているということがあります。

このように、特に医療機関側の代理人を されている弁護士の方が、こういった形で 積極的にあっせん仲裁の場を使おうという 姿勢を示されているということが、応諾率 を高め、解決率を高めているのではないか と思いますので、時間がオーバーしており ますけれども、報告をさせていただきました。

○山本座長 ありがとうございました。貴 重な情報だったと思います。

植木構成員、どうぞ。

○植木構成員 千葉の場合、応諾率 32%程度だから、お前のところは余り応諾率がよくないではないかと思われ、誤解されるといけませんので、先に言っておきますけれども、我々のところは、その前に医療相談を十分にやっており、大体6割、7割はそ

こで解決しているわけです。その他があっせん調停に回り、その内の 30 数%が応諾されているわけですから、実質的な応諾率は非常に高いことになります。

○山本座長 ありがとうございました。

私の不手際で既に時間が経過しておりますので、本日はこの程度にさせていただきたいと思います。

本日も非常に有益な御議論ができたかと思います。ADR全体について、もう少し軽い使い方、説明の場、対話の場としてADRをさらに活用していく余地があるのではないか、患者側、医療側双方からそのようなお話があったかと思います。ただ、そのためにどのように医療側との信頼感を確保していくのかという問題がある。

さらに、根本的な問題として、財政の問題が非常に大きな問題としてあるということを踏まえて、大きな問題として引き続き考えていく必要がある事柄だろうと思いました。

それでは、本日の議論はこの程度にさせていただきたいと思いますけれども、最後に事務局のほうから何かございますか。

#### ○医政局総務課医療安全推進室長

1つ訂正させていただきます。冒頭に出 欠を申し上げましたけれども、前田構成員 から御欠席という連絡をいただいておりま して、改めてお伝えしたいと思います。申 しわけございませんでした。

また、次回の第8回の日程につきまして は、調整の上、御連絡させていただきます ので、よろしくお願いいたします。

# ○山本座長

それでは、本日はこれで閉会いたします。 長時間にわたる熱心な御議論、どうもあ りがとうございました。